



平成26年4月24日

各位

会社名 月島機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 和彦
コード番号 6332 (東証第一部)
問合せ先 企画管理本部
経営企画部長 川崎 淳
電話 03-5560-6513

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年4月24日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更します。

(3) 変更予定日

平成26年6月1日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

(下線部変更箇所)

現行定款	変更後
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。 (新設)	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。 (附則) <u>第1条 第7条の変更は、平成26年6月1日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>(単元株式数)</u> <u>第7条 当社の単元株式数は1,000株とする。</u> <u>第2条 本附則は、第7条の変更の効力発生日をもってこれを削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成26年6月1日

(東京証券取引所における当社株式の売買単位は、実質的には平成26年6月2日より変更されます。)

以上